

◎新潟県告示第1226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年11月27日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄 (理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 菅田379番地	松村 伸一
〃	〃 横道280番地	三宅 寿晴
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
〃	〃 夏井292番地	坂上 隆夫
〃	〃 赤川2097番地	羽田野久雄
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
監事	〃 堀口289番地	砂井 久男
〃	〃 東牧724番地 2	斎藤 俊樹
〃	〃 八幡505番地	花野 英三郎

就任年月日 令和2年11月1日

2 退任

理事	胎内市大川町7番11号	須貝 八栄 (理事長)
〃	〃 苔実1704番地	渋谷 和幸
〃	〃 菅田372番地	小泉 一夫
〃	〃 横道280番地	三宅 寿晴
〃	〃 夏井292番地	坂上 隆夫
〃	〃 弥彦岡12番地	風間 俊一
〃	〃 築地2108番地	白塚 幸二
〃	〃 東牧188番地	緒形 文一
〃	〃 赤川2097番地	羽田野久雄
監事	村上市切田323番地	南 政夫
〃	胎内市堀口289番地	砂井 久男
〃	〃 八幡505番地	花野 英三郎

退任年月日 令和2年10月31日